

議事要旨(1) 税効果会計専門委員会における検討状況（参考人招致）

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、本日の委員会では、繰延税金資産の回収可能性に係る検討に関連して、日本経済団体連合会が実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）について、参考人として招いた税効果会計専門委員会 専門委員である新川晋也氏から概要を聴取したうえで質疑応答を行う旨の説明があった。続いて参考人から説明資料[審議事項(1)-1]に基づき、アンケート調査への回答の概要の説明があった。

説明に対する委員からの主な質問及び意見と、それらに対する参考人及び事務局からのコメントは、次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ アンケート調査への回答では、繰延税金資産の回収可能性の判断について、日本基準による個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表を作成する過程で、調整内容に関して多様な事例が見受けられるが、その要因としてどのような事項が考えられるか。
- これに対して、参考人からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 例えば、アンケート調査への回答企業が日本基準で例示区分 1 号に分類されている場合などでは、日本基準による個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表を作成する過程で調整の必要性が小さい可能性があるなど、アンケート調査への回答企業の状況が要因の一つとして考えられるのではないか。
- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ IFRS による連結財務諸表を作成する企業と米国会計基準による連結財務諸表を作成する企業とで、アンケート調査への回答に異なる傾向があったか。
 - ・ 繰越欠損金が存在する場合の繰延税金資産の回収可能性の判断に言及している回答は、子会社の繰越欠損金について言及したものであったか。
- これに対して、参考人からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 詳細な分析は実施していないが、米国会計基準による連結財務諸表と IFRS による連結財務諸表の双方を作成した経験がある企業は、両者の差異が小さいことを前提として回答しているとの印象を受けた。
 - ・ アンケート調査への回答において言及されている繰越欠損金は、子会社の繰越欠損金のみとは限らない。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ アンケート調査への回答では、繰延税金資産の回収可能性の判断について、日本

基準による個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表を作成する過程で、調整内容に関して多様な事例が見受けられる。その要因の一つに、日本基準では繰延税金資産の回収可能性の判断をルール・ベースで規定していることに対し、IFRS 又は米国会計基準ではプリンシプル・ベースで規定していることから、連結財務諸表の作成において調整をしていることが挙げられるのではないかと。

- これに対して、参考人からは、以下のコメントがあった。
 - ・ アンケート調査への回答では、日本基準による個別財務諸表では例示区分 4 号本則に該当すると判断されたが、IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表においてはより多額の繰延税金資産を計上した事例があった。例えば、日本基準で例示区分 4 号本則の企業が例示区分 4 号ただし書きに近い状況であれば、こうした事例になる可能性もあるのではないかと。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 現在、IFRS 又は米国会計基準を適用している企業は財政状態や経営成績が比較的良好である場合が多いことを背景として、IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表の作成にあたっては、比較的保守的と考えられる日本基準による個別財務諸表からの調整が少ない傾向があるのではないかと。
 - ・ 今後、IFRS を任意適用する会社が増加すると、日本基準の個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表を作成するにあたって比較的調整をする会社が増加する可能性もあるということからも、日本基準において企業の実態をどのように反映すべきなのかという問題が生じるのではないかと。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 繰越欠損金に係る繰延税金資産を認識していなかった場合に、結果的に繰越欠損金を使用することができたかどうかを調査することができれば、会計基準の運用がどの程度保守的になっているかを理解するために有用ではないかと。

- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ アンケート調査への回答では、日本基準と IFRS 又は米国会計基準の閾値の違いに起因して回収可能性の判断に違いを設けているものはなかったとのことだが、これは、日本基準の「可能性が高い」を 50%超の閾値と捉えているのか、あるいは IFRS の「probable」や米国会計基準の「more likely than not」を 50%超より確実性が高い閾値と捉えているのか。

- これに対して、参考人からは、以下のコメントがあった。

- ・ アンケート調査において、日本基準と IFRS 又は米国会計基準の閾値に差異があるかとの質問を実施したところ、閾値の違いに起因して繰延税金資産の計上額に差異を設けていない旨の回答であったものである。
- これに関して、ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 作成者の一員としての意見だが、米国会計基準の閾値は 50%より確実性が相当高いものとして捉えている。アンケート調査への回答でも、そうした捉え方が背景にあって差異を設けていない旨の回答になっているのではないか。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 株式評価損や貸倒引当金繰入額について、税務上の損金算入要件が厳しいこともあり、将来減算一時差異となる場合が多い。これらは、日本基準による個別財務諸表ではスケジューリング不能と扱われる一方で、IFRS 又は米国会計基準による連結財務諸表では繰延税金資産を計上する場合もあると考える。このように取扱いが分かれなくするために、スケジューリング不能か可能かについて、企業の実態を踏まえて判断することが重要ではないか。
- これらに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 本アンケート調査によって、資産計上した繰延税金資産が実際には回収不能になるケースだけでなく、資産計上しなかった繰延税金資産が実際には回収可能になるケースにも目を向けることができたと考える。IFRS の任意適用が拡大しつつあることも念頭に、今後の専門委員会における議論に活かしていきたい。

続いて、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があった後、前田ディレクターより、説明資料[審議事項(1)-3]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 監査委員会報告第 66 号における「主たる判断基準として」や「通常」という表現は、異なる判断を排除するものではないが、過去の業績等に重点を置いた判断や、要件に該当すれば例示区分に分類する判断につながっていることが多いと考える。
 - ・ 例示区分 4 号ただし書きの要件における「非経常的な特別の原因」に該当するかどうかは、企業の実態に応じて判断されているものとする。
 - ・ 将来の合理的な見積可能期間について、おおむね 5 年という目安は維持すべきと

考える。ただし、合理的に説明が可能な場合でも 5 年より長い期間の課税所得の見積りに消極的な運用がみられ、これは企業の実態を反映していないのではないかと。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 例示区分は、多くの場合、企業の実態を表していると考えているが、近年増えてきた人件費等の固定費を削減するリストラクチャリングのケースでは、例示区分 4 号ただし書きに該当するかどうかの判断が、企業の実態より慎重な運用になっていると考える。運用に関することではあるが、規定の文言を見直すことが運用の見直しにつながるのであれば、文言の見直しも併せて検討することが考えられる。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 例示区分をガイダンスとして維持することに異存はないが、多様な企業の実態を反映できるように例示区分の表現を工夫する必要がある。
 - ・ 将来の合理的な見積可能期間をおおむね 5 年と規定していることにより、繰越欠損金について、5 年を超える部分について回収可能であるにも関わらず、繰延税金資産の計上は不能と判断されるケースがあるのではないかと。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 規定の表現を見直すかどうかに関わらず、監査人が、その職務上、より批判的に見積りを判断することや、将来についての不確実性に鑑みて、より過去の業績等に重点を置いた判断をすることは、ある程度は残ると考える。しかし、企業の実態を踏まえた判断をすべきとの点について、専門委員の考え方が同一の方向にあることも踏まえ、規定の表現が影響しているかどうか、仮に影響している場合に規定の表現を見直すかどうか、を検討することは意味があると考えます。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 回収可能性の判断について、現在の運用は慎重になり過ぎていると考える。専門委員会において規定の表現が議論されているようだが、規定の表現を見直すことで、運用が変わるかどうかに関心がある。

- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 資料にも記載したように、監査委員会報告第 66 号を変更するかどうか、また、仮に変更する場合に規定の表現を見直すことで対応するかどうかについて、方向性を出して議論を行っているものではない。
 - ・ 監査上の取扱いを会計基準・適用指針に取り込む場合に、同じ表現が同じ効果を

持つとは限らない。仮に規定の表現を見直す場合に、それにより運用が変わるかどうかは、具体的な文言の検討の中で議論していくことになるのではないかと。

以 上